美里町独自
支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている
美里町内の中小企業・個人事業者のみなさまへ

美里 MS
ミムリン

新型コロナウイルス対策中小企業・個人事業者支援給付金を支給します。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済に深刻な影響が出ている中で、売上が大幅に減少し、経営に影響を受けている町内の中小企業・個人事業者を支援するため、対象となる事業主に対して支援金を給付します。

給付金額

一律１０万円（１事業主あたり１回。指定口座への振込となります。）

対象者

以下全てに該当する事業者

〇町内に主たる事業所を有し、下記業種を生業として営んでいる中小企業・個人事業者

業種	中小企業者（いずれか満たすこと）		小規模事業者
	資本金額または出資総額	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
製造、建設、運輸業（下記業種を除く）	３億円以下	３００人以下	２０人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下	５人以下
小売業	5,000 万円以下	５０人以下	５人以下
サービス業	5,000 万円以下	１００人以下	５人以下

※社会福祉法人、医療法人、ＮＰＯ法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、有限責任事業組合は対象外

〇新型コロナウイルス感染症による消費の落込み等の影響により、町内事業所等における**令和２年１月から１２月までの任意の１か月の売上高が前年同月比２０パーセント以上減少**していること。

〇町内で１年以上事業を営んでおり、かつ今後１年以上事業を営む予定であること。

※令和元年中に創業した場合や売上が一定期間に偏在している場合は、お問合せください。

申請受付期間

令和２年６月１日（月）～令和３年１月１５日（金）

申請方法・提出書類については、裏面をご確認ください。

申請方法

下記書類を、農林商工課まで原則**「郵送」**で提出してください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送でお願いします。切手等はご用意をお願いします。なお、申請書類の返却は行いませんのでご注意ください。

送付先 〒367-0194　埼玉県児玉郡美里町大字木部 323-1
美里町役場 農林商工課 中小企業・個人事業者支援給付金担当あて

◎申請書類の受付は、美里町商工会でも行っています。（平日午前９時～午後５時）

提出書類

中小企業・個人事業者共通提出書類

☐ 申請書（美里町役場ホームページからダウンロード可能）・・・・・・
※美里町商工会でも配布しています。

☐ 町内事業所等の申請月及び申請月の前年同月の売上を証する書類
※売上台帳、帳面、その他確定申告の基礎となる書類などの写しをご用意ください。
※町外にも事業所がある場合、町内事業所の売上減少を証明する書類を提出してください。

☐ 振込先口座が分かる通帳の写し（通帳を開いた１，２ページ目など）

中小企業者提出書類

☐ 履歴事項全部証明書の原本または写し

☐ 直前の事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の控え
※収受日付印が押印されているもの。e-Tax による申告は「受信通知」を添付すること。

個人事業主提出書類

☐ 令和元年分の確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書の控え（青色申告者の場合）

☐ 令和元年分の確定申告書第一表の控え（白色申告者の場合）
※収受日付印が押印されているもの。e-Tax による申告は「受信通知」を添付すること。

☐ 本人確認書類の写し
（運転免許証やマイナンバーカードなど、 住所・氏名・顔写真が掲載されたものの写し。
写真入りが無い場合は各種健康保険証の写しと住民票の写しの２点を提出）

留意事項

〇下記の場合は支給対象外となります。
⑴宗教上の組織もしくは団体
⑵国・県・町等から指定管理料、交付金等の運営補助を受けている事業者
⑶上記のほか、給付金の趣旨・目的に照らし適当でないと町長が判断するもの

〇この給付金は、所得税の課税対象収入となります。

問合せ先

美里町役場 農林商工課 産業振興係 **TEL:0495-76-5133**

美里町役場ホームページ **http://www.town.saitama-misato.lg.jp/**